

諮問番号：令和7年度諮問第33号
答申番号：令和7年度答申第47号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が、令和6年4月1日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分1」という。）及び法第77条の2に基づく徴収金決定処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

生活保護受給中に障害年金の受給を勧めたのは処分庁であり、障害者手帳を持つ審査請求人に対し、生活保護を受給しながら障害年金を受給することについてのきちんとした説明がなかった。

受給した遡及年金は債務の返済に充てており、手元に現金が残っていないため返金はできない。分納とも言われたが、そのことも審査請求人にとっては精神的な負担となる。

また、年金を生活に必要なものの購入に充ててもよいと聞いていたが、自立更生経費が認められないことも不服である。

さらに、返還金について、強制徴収債権と通知されて驚いた。

以上のことから、本件各処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない(福岡地方裁判所平成26年3月11日判決(平4(行ウ)22号)・賃金と社会保障1615・1616号112頁)及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決(平27(行ウ)625号)・賃金と社会保障1680号33頁参照)。

(2) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人が令和元年12月分から令和6年1月分までの障害基礎年金3,262,931円(以下「本件収入」という。)を、同年2月15日に遡及して受給したことから、本件収入から障害年金の裁定請求に係る診断書料22,000円を控除した3,240,931円について、法第63条に基づき費用の返還を求める本件処分1を行うとともに、同額を法第77条の2に基づき徴収金の対象とする本件処分2を行ったことが認められる。

(3) 本件処分1について

ア 要返還額の決定について

生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3(2)ア(ア)のとおり、年金は収入を得るために必要な経費を除き、その実際の受給額を収入として認定することとされている。また、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、以下「平成24年課長通知」という。)1(1)のとおり、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとされている。さらに、生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)

問13-6答(1)のとおり、障害基礎年金等が遡及して支給されることとなった場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなるとされている。

以下検討すると、①令和元年11月、審査請求人は、障害基礎年金の受給権を取得し、令和6年2月15日、本件収入3,262,931円を遡及して受給したこと、②令和5年9月19日、審査請求人は障害基礎年金の支給申請のために、〇〇病院(以下「A病院」という。)に対し診断書料を合計22,000円支払ったこと、③処分庁は、前記②の診断書料22,000円を必要経費と認定し、本件処分1における収入認定額を本件収入額から必要経費を控除した3,240,931円と決定したこと、④処分庁は審査請求人に対し令和元年11月から令和6年2月までに支弁した保護費3,844,908円と収入認定額(3,240,931円)を比較し、本件処分1における要返還額を3,240,931円と決定したことが認められる。

これらの事実を踏まえると、審査請求人は本件収入の受給権を令和元年11月に取得していることから、問答集問13-6答(1)に照らし、審査請求人の本件収入にかかる資力の発生時点は同年同月であることが認められる。また、診断書料については本件収入を得るための必要経費と認定のうえ、本件収入から控除し収入認定した処分庁の判断は、次官通知第8の3(2)ア(イ)に照らし不合理な点はない。さらに、本件収入の資力発生時点以降に処分庁が支弁した保護費と収入認定額を比較し、前者が後者を上回っていることを踏まえ、処分庁が本件処分1において収入認定額である3,240,931円を要返還額とする旨決定したことについては、平成24年課長通知1(1)が、原則、全額を返還対象とするとしていることに照らすと、著しく妥当性を欠くとはいえず、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

イ 返還請求額の決定について

審査請求人は、本件収入を原資に、審査請求人代理人(以下「代理人」という。)の知人であるB氏(以下「B氏」という。)からの保護開始前の借入金を返済したため、手元にはお金はなく、処分庁が当該返済金について自立更生費として認定できないことに納得できない旨主張する。

この点について、平成24年課長通知1(2)のとおり、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費等の取扱いにあたっては、保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること、②当該費用返還額は原則として全額

となること、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないことを説明することとされている。また、原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となる趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされている。また、問答集問8－95答のとおり、過去の債務を返還額から控除することについては、保護を受ける以前における個人によって異なる程度によって営まれてきた生活を法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から逸脱することになるため、認められないとされている。

以下検討すると、①平成29年2月10日、B氏は審査請求人に3,500,000円を貸し付ける旨の金銭消費貸借契約を締結したこと、②令和5年11月30日、処分庁は、審査請求人に対し、年金を遡及受給した場合はそれまでに支弁した保護費を上限として、原則全額返還対象となることを説明したこと、③令和6年2月15日、審査請求人は本件収入を遡及受給し、その内3,130,431円を前記①の金銭消費貸借契約の一部弁済として、同日B氏に支払ったこと、④同年3月4日、処分庁は、代理人から本件収入を審査請求人の保護開始前の借金の返済に充てたことを聞き取ったこと、⑤同月21日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、前記④の申出を受け、過去の借入金の返済に充てた金銭は自立更生費として認められないことを決定したこと、⑥同年4月1日、処分庁は、要返還額全額を返還請求額とする本件処分1を行ったことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人は、本件収入を受領した日に、本件収入を保護開始前に生じた借入金の返済に充てたことが認められることから、問答集問8－95答に照らし、審査請求人が受領した本件収入のうち、保護開始前の借金の返済に充てた額を要返還額から控除しないこととした処分庁の判断に誤りがあるとは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(4) 本件処分2について

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「施行規則」という。）第22条の3のとおり、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときは、法第7

7条の2第1項に基づき徴収することは適当でないとされている。ここで、実施機関の責めに帰すべき事由とは、生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成18年3月30日社援保発0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引」という。）IV3のとおり、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等であるとされている。

これを本件について検討すると、①令和5年11月30日、処分庁は審査請求人に対し、障害基礎年金の裁定通知が届けば速やかに処分庁へ報告するよう伝えたこと、②令和6年3月4日、処分庁は、本件収入の受給について、審査請求人及び代理人に電話で確認をとり、必要書類を提示し、経過をケースワーカーに説明するよう伝えたこと、③処分庁は同年4月1日付けの本件処分2を行ったことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人に対し、本件収入の受給の事実を証する書類の提示を促したうえで、受給の事実を捕捉した月の翌月に本件処分2を行っていることが認められるため、保護費の算定に適時に反映したものといえる。また、本件処分2において、処分庁が調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った事情は、本件事件記録からは認められない。したがって、本件処分2に至る状況を考慮すれば、施行規則第22条の3及び手引IV3に照らし、「法第77条の2第1項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」には該当する事実は認められず、本件処分2において法第77条の2第1項を適用した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

(5) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分1及び本件処分2に違法又は不当な点は認められない。

(6) 他に本件各処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年12月 1日 諮問の受付

令和7年12月 3日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：12月17日（提出：12月14日付け）

口頭意見陳述申立期限：12月17日（申立：12

月 14 日付け)

令和 8 年 1 月 30 日 第 1 回審議

令和 8 年 2 月 20 日 口頭意見陳述・第 2 回審議

令和 8 年 3 月 26 日 第 3 回審議

第 5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第 4 条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第 1 項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第 5 条は、「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第 6 3 条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (3) 法第 7 7 条の 2 第 1 項は、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第 6 3 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」と定めている。
- (4) 施行規則第 2 2 条の 3 は、「法第 7 7 条の 2 第 1 項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときは、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたときとする。」と定めている。
- (5) 次官通知第 8 の 3 (2) ア (ア) は「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。(後略)」と、同 (イ) は「(ア) の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。」と記している。

なお、次官通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準である。

- (6) 平成24年課長通知1(1)柱書は、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(後略)」とするとともに、控除して差し支えない額として①から⑥までの額を定め、その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。(ア) いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と記している。ただし、⑤において、「④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。」と記している。
- (7) 平成24年課長通知1(2)は、「遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて」として、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること②当該費用返還額は原則として全額となること③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと(イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となつた趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあつた、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。(後略)」と記している。
- (8) 平成24年課長通知2は、法第77条の2に基づく費用徴収決定について、「法第77条の2第1項により、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第63条の費用返還額の全部又は一部を徴収金として徴収することができる。一方で、法第77条の2第1項及び(中略)〔施行規則〕(中略)第22条の3により、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由

によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたとき」は、法第63条の費用返還額を法第77条の2第1項の徴収金として徴収することができず、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかつた場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかつたことにより保護の程度の決定を誤つた場合等が該当する。」と記している。

- (9) 問答集問8-95答は、「保護開始前の借金」について、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個人によつて異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によつて保障することとなり、保護を要する状態に立ち至つたときから将来に向つてその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからである。(後略)」と記している。
- (10) 問答集問13-6答(1)は、障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認定の遅れ等によつて遡及して支給されることとなつた場合の資力の発生時点の考え方について、「国民年金法第18条によると、年金給付の支給は「支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から」支給されることとなっているが、被保険者の裁定請求が遅れたり、又は裁定に日時を要した場合には、既往分の年金が一括して支給されることになる。つまり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがつて、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。このように、日本年金機構へ裁定請求した日又は裁定があつた日を資力の発生時点として取り扱わないので、受給権が発生しているにもかかわらず本人が裁定請求を遅らせる等悪意的要素によつて資力の発生時点を変えることはできないこととなる。なお、上記により資力の発生時点が保護の開始前となる場合でも、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することのないよう留意すること。」と記している。
- (11) 手引IV3は、法第77条の2の適用の判断について、「(前略) 法第77条の2第1項及び(中略) 施行規則(中略) 第22条の3に基づき、法第63条の返還金に係る債権が「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたとき」を原因とするものである場合は、法第77条の2の規定は適用できず、自ずと当該返還金を保護金品等から徴収することもできない。実施機関の責めに帰すべき事由は、具

体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等であり、取扱いに留意されたい。(後略)」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成29年2月10日付けで、審査請求人はB氏と金3,500,000円を借り受ける金銭消費貸借契約を締結した。当該契約書において、貸付期間は2027(令和9)年2月10日までの10年間とされ、利息については、「営利目的ではないので金利等は発生しない」と記載されていた。
- (2) 令和元年10月23日付けで、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (3) 令和5年8月18日、処分庁は、審査請求人及び代理人に対し、障害年金の裁定請求について説明したところ、裁定請求権があれば請求を行うとの回答があった。処分庁がかかりつけ医療機関等に確認したところ、受診状況等証明書の対応が可能であり、審査請求人に裁定請求権があると判断した。
- (4) 令和5年9月8日、代理人が処分庁に審査請求人に係る病院の受診状況等証明書を持参したため、処分庁担当者が国民年金係に同行し、代理人は障害年金の裁定請求に係る必要書類の説明及び交付を受けた。その際、処分庁は代理人に対し、障害年金の遡及受給が可能となった場合は法第63条に基づき費用返還の対象となることを説明した。
- (5) 令和5年9月19日、審査請求人は、障害年金裁定請求に係る診断書料として、計22,000円をA病院に支払った。
- (6) 令和5年10月31日、代理人は審査請求人に係る障害基礎年金裁定請求書類を処分庁の国民年金担当係に提出した。
- (7) 令和5年11月21日、処分庁はケース診断会議を開催し、障害基礎年金を遡及受給した場合の取扱いについて検討した結果、遡及受給分について法第63条による費用返還の設定を行うこととした。
- (8) 令和5年11月30日、処分庁は審査請求人宅を訪問し、生活状況・受診状況等の確認を行うとともに、障害基礎年金を遡及受給した場合の費用返還設定に係る通知を交付した。当該通知書には、①遡及受給が可能となった場合の障害基礎年金は資力とみなすこと、②資力が活用可能となった時点で法第63条に基づき、当該資力を限度として支給した保護費の全額を返還対象額とすることが記載されていた。

処分庁は、審査請求人が説明に納得できない様子であったため、原則全額が返還対象となること及び制度等の説明を繰り返し行うとともに、保護の補足性や収入の認定等についても「生活保護のしおり」を用いて説明した。

- (9) 令和5年12月28日付けの「国民年金・厚生年金保険年金証書」によれば、審査請求人は、令和元年11月に障害年金の受給権を取得した。また、令和6年2月6日付けの「年金支払通知書」によれば、審査請求人が同月に受給する年金額は「3,262,931円」とされていた。
- (10) 令和6年2月15日、審査請求人名義の銀行口座に遡及年金3,262,931円が振り込まれた。また、同日付けで審査請求人は(1)の借入金のうち3,130,431円をB氏に銀行振込により返済し、B氏から同日付けの「貸付金返済受取書」を受領した。
- (11) 令和6年3月4日、処分庁は、照会により同年2月15日に障害基礎年金の遡及受給分が支給されていることを確認したため、代理人に架電したところ、受給した遡及年金については、全額〔実際には132,500円の差額があるが、同日、審査請求人名義の銀行口座から125,000円が引き出されており、費消されたと思われる。〕を審査請求人の保護開始前の借入金の返済に充てたとの回答を得た。処分庁は、審査請求人及び代理人に対し、必要書類を提示の上、経過をケースワーカーに伝えるよう依頼した。
- (12) 令和6年3月21日、処分庁はケース診断会議を開催し、遡及受給した年金の取扱いについて再度検討した結果、年金の裁定請求に必要な診断書料22,000円について必要経費として認めること、自立更生費については遡及受給した年金のほとんどを保護開始前の借入金の返済に充てた旨聞き取っていることから認めないことを決定し、3,240,931円について法第63条により費用返還を求めることとした。なお、令和元年11月から令和6年2月までに処分庁が審査請求人に支弁した保護費は3,844,908円であった。

また、審査請求人は債務整理を行っていたが、当該借入金については、当時、精神的にも身体的にも困難であった際に助けてもらったものであるため、いつかは返済するとの思いがあり、また、当時は生活保護の受給も考えていなかったため、債務整理の対象としなかったとのことであった。

- (13) 令和6年4月1日付けで、処分庁は本件各処分を行った。

まず、処分庁は、遡及年金受給額3,262,931円から裁定請求に係る診断書料22,000円を必要経費として控除した残額3,240,931円について、法第63条により費用返還を求める旨の通知を发出した(本件処分1)。当該通知書には、「費用返還決定額」として「3,240,931円」と、「返還決定理由」として、「あなたは、令和6年2月15日に

障害基礎年金3,262,931円を受給しました。そのため、受給した3,262,931円のうち、障害基礎年金裁定請求に係る診断書料22,000円を必要経費として控除し、残額3,240,931円については、「資力があるにもかかわらず保護を受けた」とする（中略）法第63条の規定に該当しますので同法同条に基づき費用返還を決定します。」と記載されていた。

併せて、処分庁は、同日付けで法第63条に基づく返還金について、法第77条の2に基づき徴収金と決定した旨、審査請求人に対する通知を发出した（本件処分2）。当該通知書には、「生活保護法第77条の2に基づき、下記のとおり費用徴収を決定しましたので、通知します。なお、徴収決定額については、返還決定額と別に納付を求めるものではなく、当該金額を国税徴収の例により徴収することができる請求権として決定したものです。」と記載されるとともに、「徴収決定額」として「令和6年4月1日付、〇〇〇第12号〔本件処分1〕により費用返還決定した3,240,931円」と、「徴収決定理由」として「強制徴収債権とするため」と記載されていた。

(14) 令和6年4月16日、処分庁は審査請求人宅を訪問し、面談を行った。審査請求人からは、担当ケースワーカーに対し、返還金の話ばかりするため不信感を抱いており担当を変更してほしい、また、返還すべき金銭が手元になくれば返還する必要はないとの説明を前回の訪問時に受けたとの話があった。処分庁は、担当の変更はできないこと、及びそのような説明はしていないことを伝えるとともに、本件各処分の通知書を手交し、最低生活費の考え方や収入認定等について説明したが、審査請求人は納得しなかった。

なお、このとき処分庁は、審査請求人から「国民年金・厚生年金保険年金証書」、「年金支払通知書」、「年金生活者支援給付金支給決定通知書」、「金銭消費貸借契約書」、「貸付金返済受取書」の写しをそれぞれ受領した。

(15) 令和6年4月30日、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還金額の決定を行うに際し、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、適切に裁量を行使しなければならないのであって、誤認等によって判断の基礎とされた事実の基礎を欠くこととなる場合や、事実に対する評価が合理性を欠くこと等により返還金額の決定が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠く場合には、裁量権の範囲の逸脱又は濫用として当該処分は違法となるというべきである（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決（平24（行ウ）22号。賃金と社会保障1615・1616号112頁）及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決（平27（行ウ）625号。賃金と社会保障1680号33頁参照）。

(2) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人が令和元年12月分から令和6年1月分までの障害基礎年金3,262,931円（本件収入）を、令和6年2月15日に遡及受給したことから、本件収入から障害年金の裁定請求に係る診断書料22,000円を控除した3,240,931円について、法第63条に基づき費用の返還を求める本件処分1を行うとともに、同額を法第77条の2に基づき徴収金の対象とする本件処分2を行ったことが認められる。

(3) 本件処分1について

ア 要返還額の決定について

次官通知第8の3(2)アのとおり、年金は収入を得るために必要な経費を除き、その実際の受給額を収入として認定することとされている。また、平成24年課長通知1(1)のとおり、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとされている。さらに、問答集問13-6答(1)のとおり、障害基礎年金等が遡及して支給されることとなった場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととされている。

以下検討すると、①令和元年11月、審査請求人は、障害基礎年金の受給権を取得し、令和6年2月15日、本件収入3,262,931円を遡及受給したこと、②令和5年9月8日、代理人が障害年金の裁定請求に係る必要書類の説明及び交付を国民年金係から受けた際、処分庁は、代理人に対し、障害年金の遡及受給が可能となった場合は法第63条に基づく費用返還の対象となることを説明したこと、③令和5年9月19日、審査請求人は障害基礎年金の裁定請求に必要な診断書料として、合計22,000円をA病院に支払ったこと、④処分庁は、前記③の診断書料22,

000円を必要経費と認定し、本件収入額から必要経費を控除した3,240,931円を本件処分1における収入認定額と決定したこと、⑤処分庁は審査請求人に対し、令和元年11月から令和6年2月までに支弁した保護費3,844,908円と収入認定額3,240,931円を比較し、本件処分1における要返還額を3,240,931円と決定したことが認められる。

これらの事実を踏まえると、審査請求人は本件収入の受給権を令和元年11月に取得していることから、問答集問13-6答(1)に照らし、審査請求人の本件収入にかかる資力の発生時点は同年同月であることが認められる。

また、診断書料について本件収入を得るための必要経費と認定し、本件収入から控除した処分庁の判断は、次官通知第8の3(2)ア(イ)に照らし不合理な点はない。

さらに、処分庁が、本件収入の資力発生時点以降に処分庁が支弁した保護費と収入認定額を比較し、前者が後者を上回っていることから、本件処分1において収入認定額である3,240,931円を要返還額と決定したことは、平成24年課長通知1(1)が原則全額を返還対象とするとしていることに照らし、著しく妥当性を欠くとはいえず、その判断に違法又は不当な点は認められない。

イ 返還請求額の決定について

審査請求人は、本件収入を原資として保護開始前の借入金の一部を返済したため、手元に現金はなく、当該返済金が自立更生費として認定されないことに納得できない旨主張する。

この点については、平成24年課長通知1(2)のとおり、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費等の取扱いにあたっては、保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること、②当該費用返還額は原則として全額となること、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないことを説明することとされている。

また、原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となる趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされている。

さらに、問答集問8-95答のとおり、過去の債務を返還額から控除す

ることについては、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度によって営まれてきた生活を法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から逸脱することになるため、認められないとされている。

以下検討すると、①平成29年2月10日、審査請求人はB氏から3,500,000円を借り受ける旨の金銭消費貸借契約を締結したこと、②令和5年9月8日、代理人が障害年金の裁定請求に係る必要書類の説明及び交付を国民年金係から受けた際、処分庁は、代理人に対し、障害年金の遡及受給が可能となった場合は法第63条に基づく費用返還の対象となることを説明したこと、③令和5年11月30日、処分庁は、審査請求人に対し、年金を遡及受給した場合はそれまでに支弁した保護費を上限として原則全額返還対象となることを説明したこと、④令和6年2月15日、審査請求人は本件収入を遡及受給し、そのうち3,130,431円を前記①の金銭消費貸借契約による借入金の一部弁済として同日、B氏に支払ったこと、⑤同年3月4日、処分庁は、代理人から本件収入を審査請求人の保護開始前の借金の返済に充てたことを聞き取ったこと、⑥同月21日、処分庁はケース診断会議を開催し、前記⑤の申出を受け、遡及年金を保護開始前の借入金の返済に充てているため自立更生費は認められないと決定したこと、⑦同年4月1日、処分庁は、要返還額全額を返還請求額とする本件処分1を行ったことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人は、本件収入を受領した日に本件収入のほとんどを保護開始前の借入金の返済に充てたことが認められることから、平成24年課長通知1(2)の「真にやむを得ない理由」について、問答集問8-95答の趣旨を参酌すれば、処分庁の判断及び手続には一定の合理性があり、著しく妥当性を欠くものとはいえないから、審査請求人が受領した本件収入のうち、保護開始前の借金の返済に充てた額を要返還額から控除しないこととした本件処分に誤りがあるとは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(4) 本件処分2について

施行規則第22条の3のとおり、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときは、法第77条の2第1項に基づき徴収することは適当でないとされている。この「実施機関の責めに帰すべき事由」とは、手引IV3のとおり、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適

切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等であるとされている。

これを本件について検討すると、①令和5年11月30日、処分庁は審査請求人に対し、障害基礎年金の裁定通知が届けば速やかに処分庁へ報告するよう伝えたこと、②令和6年3月4日、処分庁は、本件収入の受給について審査請求人及び代理人に電話で確認をとり、必要書類を提示し、経過をケースワーカーに説明するよう伝えたこと、③処分庁は同年4月1日付けで返還金を法第77条の2に基づく徴収金と決定する本件処分2を行ったことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は審査請求人に対し、本件収入の受給の事実を証する書類の提示を促したうえで、受給の事実を捕捉した月の翌月に本件処分2を行ったことが認められ、本件収入について保護費の算定に適時に反映したものと見える。また、本件処分2において、処分庁が調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った事情は本件事件記録からは認められない。したがって、本件処分2に至る状況を考慮すれば、施行規則第22条の3及び手引IV3に照らし、「法第77条の2第1項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」に該当する事実は認められず、本件処分2において法第77条の2第1項を適用した処分庁の判断及び手続に不合理な点は認められない。

- (5) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件各処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会
委員（部会長） 一高 龍司
委員 渋谷 麻衣子
委員 酒井 貴子